

関税局・税関の水際取締り

最近の知的財産侵害物品の水際取締りについて

関税局業務課
税関相談官 金山 茂明

はじめに

我が国は、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、平成15年度から毎年度、知的財産保護に係る制度改正を行うなど、知的財産侵害物品の水際取締りの強化に積極的に取り組み、知的財産の保護の一翼を担っている。ここでは、平成18年の税関における輸入差止状況を中心に、税関による知的財産侵害物品の水際取締りの状況を紹介したい。

1. 過去最高の差止件数

【図1】は、最近5年間の知的財産侵害物品

の輸入差止実績を示したものである。

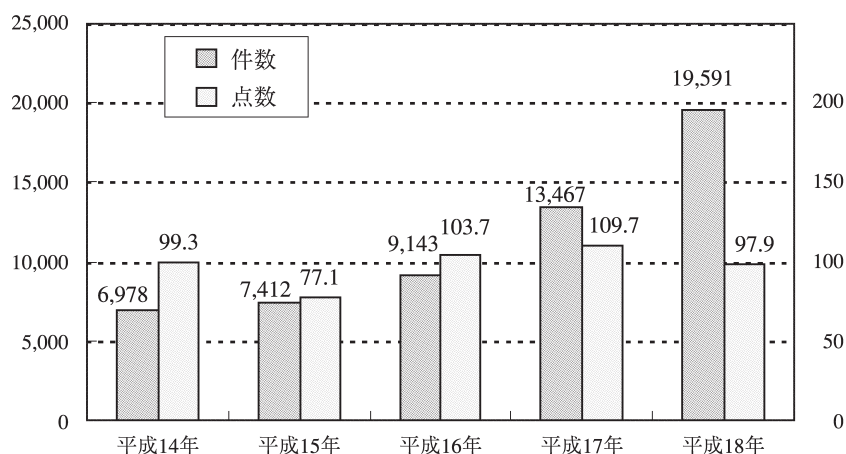
差止件数は、知的財産侵害物品の差止めのために税関が執った手続の件数で、差止点数は実際に差し止められた知的財産侵害物品の数量を表している（つまり、1つの荷物の中に5個の偽ブランド品が入っていた場合、差止件数は1件、差止点数は5点となる）。郵便物等の輸入件数が横這いとなっている中で、グラフが示すように、差止件数は年々増加しており、平成18年の19,591件は、前年比46%の増加となっており、5年前の差止実績から3倍近くにまで増加したことになる。これは、累次の制度改正等により、水際取締りの効果が上がっているためと考えられる。

【図1】

知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成14年～平成18年）

差止件数（件）

差止点数（万点）



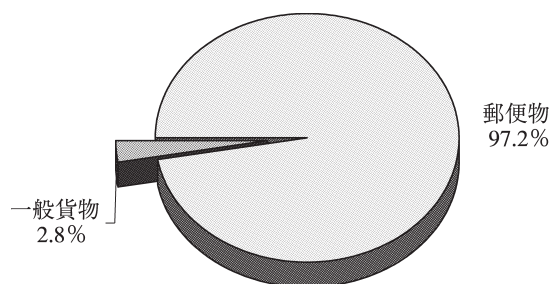
2. 進む小口化

差止件数が年々増加する一方で、差止点数は最近5年間で目立った増減は見られない。差止件数の増加に対し差止点数が増加しないのは、1件あたりに含まれる知的財産侵害物品の数量が少なくなっているという小口化の傾向を示していると言える。

知的財産侵害物品を小口で輸入する手段として、主に郵便物が用いられている。【図2】と【図3】は、平成18年の輸入差止実績のうち、郵便物による知的財産侵害物品が送付された割合を示したものである。郵便物は件数では全体の約97%、点数でも全体の約56%を占めるなど、

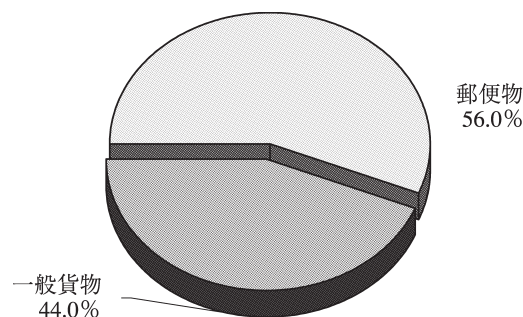
【図2】

輸送形態別輸入差止実績（件数）



【図3】

輸送形態別輸入差止実績（点数）



税関の水際取締りの大きな特色となっている。

また、財務省では、昨年7月に侵害の疑いのある物品が発見されればその数量にかかわらず、知的財産侵害物品に該当するか否かの認定を行うための手続（認定手続）を開始することを明確化し、少量の物品の輸入に対する税関の取締りを強化している。このような取組みの効果もあって、郵便物の差止件数が増加しているものと考えられる。

3. 認定手続の簡素化の導入

このような小口化の傾向に対応すべく、平成19年度関税改正の一環として、関税法施行令の改正により認定手続の簡素化措置を導入し、小口の知的財産侵害物品の水際取締りを更に強化することとしている。

現在、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定している。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が提出されない場合が多い一方、権利者は侵害疑義物品が少量であってもそれを点検の上、証拠・意見を提出しており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況等を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品について、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠・意見の提出を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる仕組みが導入され、本年6月1日より施行されることとなった。

郵便物から知的財産侵害疑義物品が発見された場合、輸入者から証拠・意見が提出されない場合がほとんどであり、簡素化措置の導入により、郵便で輸入される知的財産侵害物品の取締りが迅速かつ効率的に行われることが期待される。

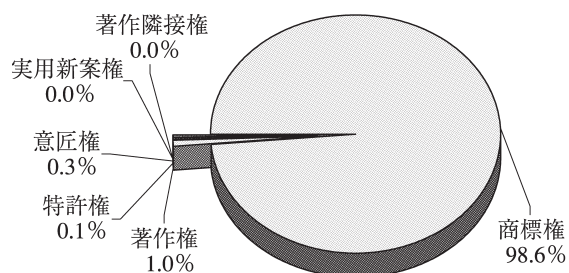
4. 8割以上は商標権侵害

輸入差止実績を知的財産別に見ると、【図4】及び【図5】のように、圧倒的に商標権侵害物品の差し止めが多くなっている。件数に至っては、全体の98%以上を商標権侵害物品が占めている。

税関で輸入を差し止められる商標権侵害物品の典型例は、次の写真にあるような、いわゆる偽ブランド品である。具体的には、偽ブランドのバッグ、キーケース、衣類、時計等が多く差し止められている。

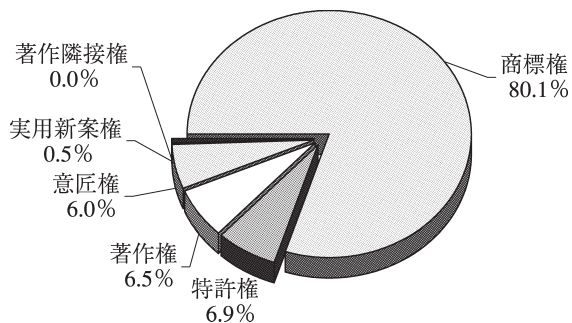
【図4】

知的財産別輸入差止実績（件数）



【図5】

知的財産別輸入差止実績（点数）



○税関が差し止めた偽ブランド品の例

《エルメス》



《シャネル》



《ロレックス》



5. 中国・韓国が主な仕出国

次に、これらの知的財産侵害物品がどの国から送られてくるのかについて紹介したい。【図6】及び【図7】は、輸入差止実績を仕出国別にまとめたグラフであり、件数・点数ともに中国及び韓国が大きな割合を占めているのが分かる。ちなみに、最近の5年間の統計を見ても、中国及び韓国が上位2位を常に占めている（平成17年の輸入差止実績では、件数では韓国が、点数では中国が最大の仕出国であった）。その他の仕出国についても、香港やフィリピン等の東南アジアとなっている。

財務省では、諸外国との連携強化の観点から、知的財産侵害物品等を含む水際取締りのための情報交換の規定を対象に含む税関相互支援協定締結への取組みを積極的に推進している。この

税関相互支援協定については、中国及び韓国とも既に締結している。また、中国に対しては、財務省としても知的財産保護官民合同訪中代表团に参加し、水際取締りの強化を要請しているところである。

さらに、中国及び韓国とは、本年4月11日の日中韓3か国関税局長・長官会議において知的財産侵害物品の水際取締りについての共同研究のための作業部会の必要性について合意し、また、税関当局と密輸情報交換実務者会合での意見交換等も実施している。今後とも、あらゆる機会を通じて、中国や韓国等の知的財産侵害物品の仕出国となっている国への働きかけを行っていく予定である。

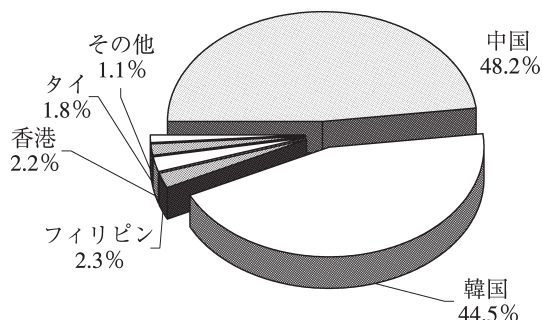
おわりに

冒頭でも触れたように、知的財産侵害物品の輸入を税関が水際で差し止めた件数は非常に多くなっており、財務省がこれまで取り組んできた累次の制度改正の成果が表れていると考えられる。しかし、偽ブランド品をはじめとする知的財産侵害物品の日本国内での流通が無くなったとは実感できない。

このような状況を打開するためには、今後とも、知的財産侵害物品の流通実態や傾向に対応した効果的な取締りを続けるとともに、知的財産侵害物品に対する税関の厳しい姿勢を広く知ってもらい、偽ブランド品の輸入を思いとどまらせなければならないだろう。

【図6】

仕出国別輸入差止実績（件数）



【図7】

仕出国別輸入差止実績（点数）

